

山火事注意

山火事の特徴

地理的、地形条件等により、一度発生すると焼損面積が広範囲に及ぶ極めて危険性が高い火災です。

予防のために注意すること

- ・山林内では、原則、火気を使用しないこと。
- ・たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は持ち帰ること。
- ・火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- ・火入れを行う場合は、森林法に基づく許可を受けること。

山火入れの注意

森林等で火入れを行う場合は、火入れ開始の7日前までに火入れの許可申請書を農林課（TEL0295-76-8110）まで提出してください。

森林法による罰則

森林法において、無許可の火入れ及び失火による森林の延焼に対して罰則規定がありますのでご注意ください。

無許可で火入れを行った場合は30万円以下の罰金、他人の森林を焼損した場合は50万円以下の罰金に処せられます。

山火事を見つけたら

◎速やかに消防署（119番）へ連絡してください。
もしくは大子町消防本部（TEL0295-72-0119）まで。